

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第 24 条の 2 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 19 年 7 月 6 日
【事業年度】	第 27 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
【会社名】	ソフトバンク株式会社
【英訳名】	SOFTBANK CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 孫 正義
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
【電話番号】	03-6889-2290
【事務連絡者氏名】	経理部長 兼 内部統制室長 君和田 和子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
【電話番号】	03-6889-2290
【事務連絡者氏名】	経理部長 兼 内部統制室長 君和田 和子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第27期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項に関し、一部追加で記載することが望ましいと判断し、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

<コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況>

(1)～(5) <略>

(訂正前)

(6) その他

<略>

(訂正後)

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(8) その他

<略>

以上